

一般事項

取付管は、公私境界の私有地部分に設けられる接続ます（私費負担）から下流部の公共下水道本管までをいい、その維持管理は管理者が行います。

施工

取付管の設計及び工事は、管理者又は設置義務者が施行します。

施工業者は、一宮市下水道排水設備指定工事店とします。また、公共下水道本管布設と同時施工の場合は、公共下水道本管布設業者とします。

費用負担

市負担

管理者が施工する取付管工事費は、市が負担します（条例第 6 条）。

設置義務者負担

次に掲げる場合の取付管工事費は、設置義務者の負担とします。

- 下水道事業計画区域外の土地への取付管の新設
- 取付管の新設において、一筆の土地の面積が 500 m²までごとに 2 箇所以上設置する場合における当該 2 箇所目以降の取付管設置
- 供用開始告示後 3 年を経過した土地への取付管の新設
- 供用開始告示後 3 年以内において排水設備の使用を伴わない取付管の新設
- 供用開始告示後に分筆された土地においては、分筆以前の基準設置数を超える取付管の新設
- 取付管の増設に係る費用
- 取付管の改築に係る費用

管種

取付管には、地下水の侵入や、他の地下埋設物工事による破損の危険を考慮し、その材質は、耐久性、耐食性及び水密性を有するものを使用します。その管種は硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）を原則とします。

- 布設方向は、本管に対して直角とする。
- 本管取付部は、本管に対して 90°とする。ただし、分流地区の起点から 1 スパン目においては、管軸 60°支管を使用する。

- 本管への取付位置は、本管の中心線より上方とする。
- 同一本管における取付管の最小離隔距離は 1.0m とする。

勾配及び管径

- 取付管の勾配は、100 分の 1 以上とする。
- 取付管の最小管径は、合流式区域 150mm、分流式区域 100mm とする。

本管への接続

本管へ取付管を接続する場合は支管を用います。支管の接続箇所は、構造的に弱くなること、水密性に劣りやすいことを考慮して施工する必要があります。

表 11-1 取付管と支管の種類

取付管の管種	本管の管種	支管種類
硬質塩化 ビニル管	硬質塩化ビニル管 鉄筋コンクリート管 陶管	硬質塩化ビニル管用支管 鉄筋コンクリート管用ビニル支管、コンクリート支管 陶管用ビニル支管、陶製ソケット